

議案第 1 2 号

高根沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

高根沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年3月2日

高 根 沢 町 長 加 藤 公 博

高根沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正の概要について

1 改正理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第159号）による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、本町においてもこれに準じ、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

（1）安全計画の策定等に係る規定の追加

次の事項について、新たに規定します。（第6条の2）

- ア 安全計画を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じること。
- イ 職員に対し、安全計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施すること。
- ウ 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知すること。
- エ 定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うこと。

（2）自動車を運行する場合の所在の確認の追加

利用者の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、点呼等による利用者の所在確認を行わなければならないものとします。

（第6条の3）

（3）業務継続計画の策定等に係る規定の追加

次の事項について、新たに規定します。（第12条の2）

- ア 業務継続計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めること。
- イ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、研修及び訓練を定期的に実施するよう努めること。
- ウ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて変更を行うよう努めること。

（4）感染症及び食中毒の予防・まん延防止に必要な措置の明確化

放課後児童健全育成事業において、職員に対して感染症及び食中毒の予防・まん延防止のための研修・訓練を定期的に実施するよう努めなければならないことを明確化します。（第13条第2項）

3 施行日

令和5（2023）年4月1日

4 経過措置

施行の日から令和6（2024）年3月31日までの間は、2（1）ア～ウについては、努力義務とします。

高根沢町条例第 号

高根沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例

高根沢町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
高根沢町条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<u>（安全計画の策定等）</u> <u>第6条の2 放課後児童健全育成事業者</u> <u>は、利用者の安全の確保を図るため、放</u> <u>課後児童健全育成事業所ごとに、当該放</u> <u>課後児童健全育成事業所の設備の安全点</u> <u>検、職員、利用者等に対する事業所外で</u> <u>の活動、取組等を含めた放課後児童健全</u> <u>育成事業所での生活その他の日常生活に</u> <u>おける安全に関する指導、職員の研修及</u> <u>び訓練その他放課後児童健全育成事業所</u> <u>における安全に関する事項についての計</u> <u>画（以下この条において「安全計画」と</u> <u>いう。）を策定し、当該安全計画に従い</u> <u>必要な措置を講じなければならない。</u> <u>2 放課後児童健全育成事業者は、職員に</u> <u>対し、安全計画について周知するととも</u> <u>に、前項の研修及び訓練を定期的実施</u> <u>しなければならない。</u> <u>3 放課後児童健全育成事業者は、利用者</u> <u>の安全の確保に関して保護者との連携が</u> <u>図られるよう、保護者に対し、安全計画</u> <u>に基づく取組の内容等について周知しな</u> <u>なければならない。</u> <u>4 放課後児童健全育成事業者は、定期的</u> <u>に安全計画の見直しを行い、必要に応じ</u> <u>て安全計画の変更を行うものとする。</u> <u>（自動車を運行する場合の所在の確認）</u> <u>第6条の3 放課後児童健全育成事業者</u> <u>は、利用者の事業所外での活動、取組等</u> <u>のための移動その他の利用者の移動のた</u>	

<u>めに自動車を運行するときは、利用者の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用者の所在を確実に把握することができる方法により、利用者の所在を確認しなければならない。</u> <u>(業務継続計画の策定等)</u> 第12条の2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> 2 <u>放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u> 3 <u>放課後児童健全育成事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。</u> (衛生管理等) 第13条 2 <u>放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的の実施するよう努めなければならない。</u>	(衛生管理等) 第13条 2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。
---	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則
(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 6 条の 2 の規定の適用については、同条第 1 項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第 2 項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第 3 項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。